

税額控除について

◎調整控除

税源移譲に伴う、所得税と住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、平成19年度から住民税に次の調整控除が設けられています。
前年の合計所得金額が2,500万円以下である納税義務者は所得割額から、次の区分に応じて、次の金額が控除されます。

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
※ここでの合計課税所得金額とは、課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額をいいます。

控 除 の 種 類		金 額
基 礎 控 除		5万円
障がい者控除	普 通	1万円
	特 別	10万円
	同居特別	22万円
寡 婦 控 除		1万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円
勤 労 学 生 控 除		1万円
扶 養 控 除	一 般	5万円
	特 定	18万円
	老 人	10万円
	同居老親等	13万円

控 除 の 種 類		金 額		
納 税 者 本 人 の 所 得 金 額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配 偶 者 控 除	一 般	5万円	4万円	2万円
	老 人	10万円	6万円	3万円

◎住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和4年までであって、特定取得、特別特定取得、特例取得、特別特例取得又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

町 民 税	3／5	県 民 税	2／5
-------	-----	-------	-----

◎寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には、当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、町民税は6%に相当する金額

1. 都道府県又は市区町村（特例控除対象）に対する寄附金
2. 都道府県又は市区町村（特例控除対象以外）、和歌山県共同募金会又は日本赤十字社和歌山県支部に対する寄附金
3. 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として和歌山県又は有田川町の条例で定めるもの
4. 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として和歌山県又は有田川町の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、町民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整を控除した金額	割 合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

★ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税による税の軽減を受けるためには、確定申告及び町・県民税の申告を行う必要がありますが、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することで、確定申告等を行わなくても税の軽減を受けることができます。
ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける人は、所得税の軽減相当額を含めて、住民税からまとめて控除されます。（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税が軽減されます。）
ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用するためには、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をふるさと納税先の市町村に提出する必要があります。（提出がない場合、特例の適用を受けられません。）
なお、確定申告等の申告書を提出したり、6団体以上の市町村に寄附を行うと、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなりますのでご注意ください。6以上の市町村に寄附された場合は、必ず確定申告で全ての寄附を申告してください。（ただし、同じ市町村であれば複数回寄附しても1団体としかカウントされません。）

◎配当控除

総合課税を選択した配当所得に、次の割合を乗じた金額が所得割から控除されます。

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			町 民 税	県 民 税	町 民 税	県 民 税
利 益 の 配 当 等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外 貨 建 以 外 の 証 券 投 資 信 託			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎配当割額の控除、株式等譲渡所得割額の控除

上場株式等の配当所得については、配当の支払時に、住民税として5%が特別徴収されています。特別徴収された配当所得を申告した場合には、町県民税の所得割額から、特別徴収された住民税が控除されます。
「源泉徴収有り」を選択した特定口座の上場株式等の譲渡所得については、証券会社により住民税として5%が特別徴収されています。特別徴収された上場株式等の譲渡所得を申告した場合には、他の所得と分離し、「株式等の譲渡所得」として課税され、町県民税の所得割額から、特別徴収された住民税が控除されます。
※控除を受けるためには、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄への記載が必要です。

町 民 税	3／5	県 民 税	2／5
-------	-----	-------	-----

◎外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から控除されます。